

面談カード

受付No. _____

(相談者記入欄)

面談	平成 年 月 日	生年月日	大正・昭和 年 月 日					
ふりがな								
相談者 (借入のある方)	男・女 職業 (才) 勤務先名							
現住所	〒□□□-□□□□	TEL						
		携帯電話						
勤務先	〒□□□-□□□□	TEL						
収入	月額(手取り) 円							
生活保護	<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている(生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助)							
資産	土地の有・無 建物の有・無 家賃を除く毎月の生活費		円					
	家賃	円 預金	円 毎月の返済額					
	クレジットで購入した物品を所持していますか		有・無					
	自動車を所有していますか		有・無					
生命保険に加入していますか		有・無						
家族構成	氏名	続柄	年齢	同居の有無	職業	収入		
						月収	賞与	年収合計
					同居・別居			
					同居・別居			
					同居・別居			
					同居・別居			
債務の概要(合計金額 約 万円) <下記に内訳をご記入ください>								
消費者金融からの借金		件	約	円				
クレジット・銀行ローンからの借金		件	約	円				
商工ローンなど事業上の借金		件	約	円				
短期・高利業者からの借金		件	約	円				
勤務先・知人等の借金		件	約	円				
現在一番困っていること・特に希望することを記入下さい								
過去の債務整理について <input type="checkbox"/> 弁護士・司法書士に依頼したことがある(相談場所)								
該当をチェック下さい <input type="checkbox"/> 破産をしたことがある <input type="checkbox"/> 現在任意整理中								

面談カードについて

1. 面談カードを提出して戴く理由

病気、失業、多重債務等、滞納を生じた原因には様々な要因があると思われます。納付相談会では、そうした事情をお伺いし、問題解決のために共に協議させて戴きたいと考えています。

江戸川区は、債務者の生活状況や資産・負債の状況等に応じて、滞納金について、分納、減免等の措置を講ずることにより問題を解決する用意があります。しかし、そうした措置を講ずるには地方自治法、同施行令に定める所定の要件を充たしていることが必要です。

面談カードは、債務者の方から短時間に要領よく事情をお聞きするため、また、上記法令適用の適格性を確認するために用いるものです。ご面倒でも、できるだけ全ての項目についてもれなくご記入戴きますようお願い致します。

なお、「面談カード」は、債権の管理に必要な限度でのみ利用し、秘密は厳守することをお約束致します。

2. 要望事項

正確な金額が分からない項目については、なるべくご調査戴き、それでもご不明でしたら大体の数字でも結構です。また、面談カードの記載事項のうち、次の各事項について資料をご用意できれば当日お持ち戴きますようお願い致します（面談カードの記載が客観的な資料によって裏付けされていることを確認するためです。）。

【収入】

- 直近2か月分の給与明細書または昨年の源泉徴収票

【生活保護】

- 生活保護受給証明書

【資産】

- 土地または建物があるとき ……登記事項証明書（登記簿謄本）
- 自動車があるとき ……車検証の写し
- 生命保険に加入しているとき ……保険証券の写し

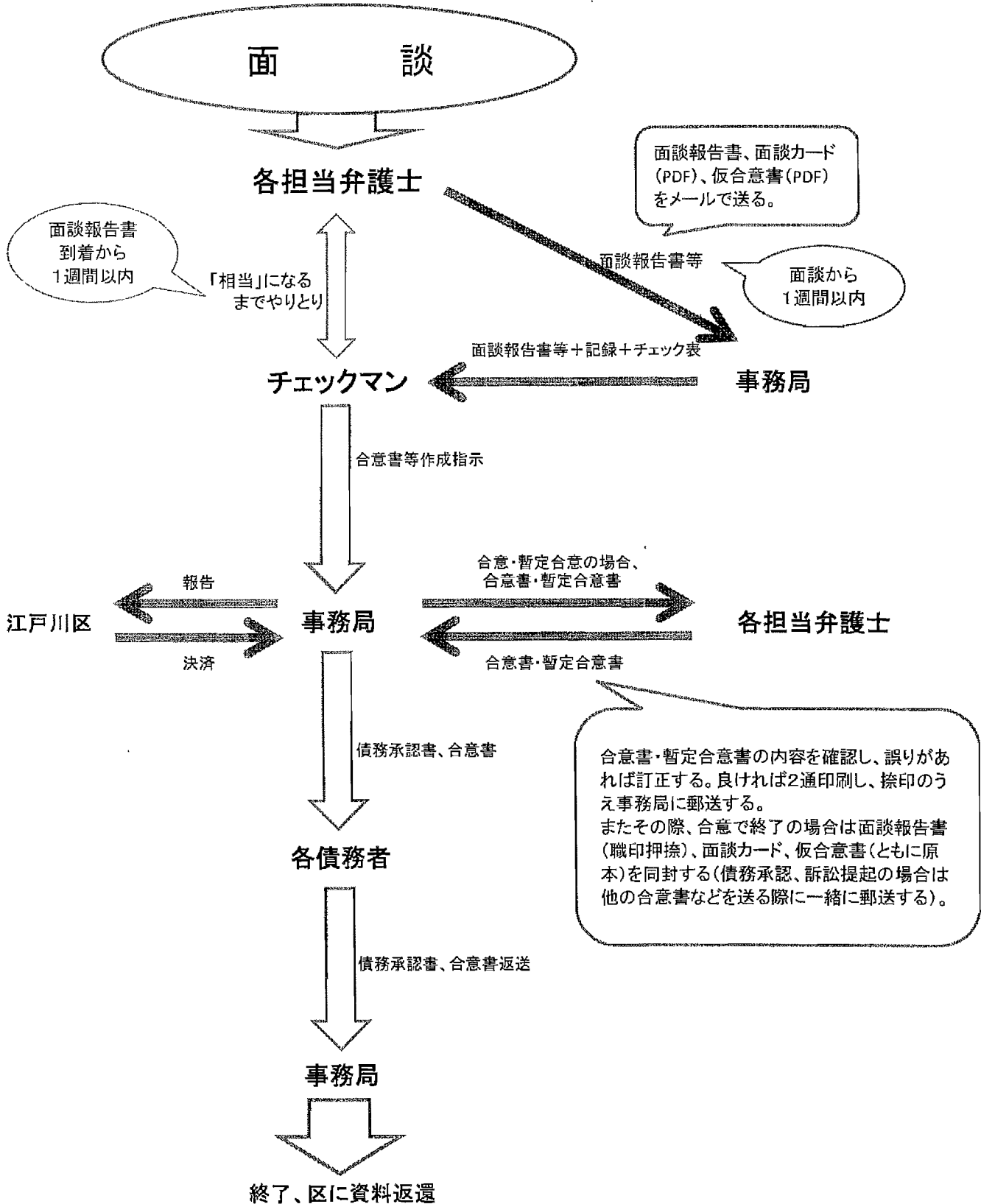
【債務の概要】

多数の債務を抱えておられる場合には、債務一覧表を作成のうえ、ご持参戴きますようお願い致します。様式は自由ですが、業者名、借入時期、現在の残高、保証人の有無等を明示して戴きますようお願い致します。

債務一覧表をご用意戴ければ、債務整理法律相談の必要性の有無や、解決の方向性、東京の弁護士会が実施・運営している債務整理の専門相談（無料相談）をご案内することができます。

ご不明の点があれば、当日の面談の際に担当弁護士にお問い合わせ下さい。以上、宜しくお願い致します。

面談後の流れ



平成23年10月26日

面談結果報告書

〒104-0061

東京都中央区銀座4-10-3

セントラルビル8階

ライツ法律特許事務所

TEL: 03-3547-3761 FAX: 03-3547-3760

弁護士 西尾政行

管理番号 25●●番

面談者 江戸川 三郎（保証人・63才）免許証で本人確認

現住所：〒132-●●●●

東京都江戸川区●●

TEL： 携帯：

面談日時 平成23年10月25日午後1時30分～2時00分

面談場所 グリーンパレス2階

第1 面談内容

当職が上記面談者と面談し、同人から聴取した話の内容は下記のとおりである。

—記—

1 保証の経緯

借受人の●●●●とは会ったことがなく、私は連帯保証人になった記憶はありません。思い当たることは、保険外交員であった●●の同僚の人間から、「保険の解約のため印鑑証明が2通必要である」と言われて、渡したことがあります。それが流用されてしまったのではないかと思います。

納得はいかないが、借受人の●●さんはすでに亡くなっているとのことですし、私もよく用途を確認せずに印鑑証明を渡してしまっ

たこともあるので、支払はします。

2 その後の経過

平成 22 年 1 月に計 5 万円、平成 22 年 7 月に 2 万円の返済がありますが、これは私が支払ったものです。江戸川区の担当者との話で、1 万円ずつの分割払いの納付書を送られて、「遅れてもいいから」と言われていたので、継続して支払う必要があると思っていませんでした。

なお、つい最近（10 月 14 日）に 10,100 円を返済しています（領収印のある納入通知書兼領収証書を確認）。

3 現在の生活状況

現在の住所地に妻と 2 人で暮らしています。

仕事は、派遣会社に登録しており、●●区の清掃事務所の資源ゴミの収集の仕事をしています。給料は 10 日ごとに支払われる仕組みで、手取額は 8 月は約 1 8 万、9 月は約 1 7 万円でした（賃金支払明細書を確認）。そのほかに、日曜日にアルバイトを少ししています。1 日 7200 円で、先月は 3 日行ったので、1 ヶ月 2 万円くらいの小遣い稼ぎにはなります。

支出については、家賃が 6 万円、家賃以外の生活費は、光熱費 1 万 5000 円、携帯代は 2 人で 1 万円、食費 4～5 万円です。その他、借金返済が月に約 9 万円あります。内訳は、みずほ銀行のクレジットカードのキャッシングローン（残 6 万・月 1 万返済）、新生フィナンシャル銀行（残 112 万、月 4 万円返済）、アコム（残 28 万、月 6000 円返済）、アイフル（残 29 万、月 2 万円返済）です。

債務整理をしたことはないし、今後も依頼するつもりはない。意地でも自力で返済したいと考えています。

4 面談者の意向

一括払いはできないので、月々 1 万 5000 円ずつの分割払いをお願いします。妻もパートをしており月 13 万円程度の収入があるので、1 万 5000 円であれば確実に毎月支払えると思います。

第2 当職の意見：分割合意

面談者の生活状況及び収支状況に鑑みて、月1万5000円ずつの分割払いに応じるべきである。

なお、平成23年10月14日に利子分10,100円を返済している（領収印のある納入通知書兼領収証書を確認した）。

以上

作成日 平成

管理番号 ●●●●

チェック担当者の意見書

- | | | | |
|--------------|------------|----------|----------------|
| 1 チェック担当者の氏名 | 西尾 政行 | | |
| 2 面談担当者の氏名 | | | |
| 3 借受人 | 江戸川 太郎 | | |
| | 現況 | 督促状到達 | 連絡の有無
担当 有り |
| 4 連帯保証人 | 江戸川 次郎 | | 連絡の有無
担当 無し |
| | 現況 | 到達(普通郵便) | 借受人との関係 友人 |
| 5 面談者 | 江戸川 太郎 | | 債務者との関係 本人 |
| 6 面談担当者の意見 | 債権放棄 | | |
| 7 チェック担当者の判定 | 不相当 | | |
| | チェック担当者の意見 | 訴訟提起 | |

(チェック担当者のコメント)

面談担当者は、面談者が生活保護に準ずる状態であるとして、債権放棄が妥当との意見である。しかしながら、借受人には一応の就労能力は認められること、また借受人の供述を裏付ける客観的な資料がない中で、債権放棄とすることには躊躇を覚える。また、借受人に対して債権放棄すれば、連帯保証人に対しても請求できなくなる。連帯保証人は訴訟対象とすべきであるが、そうであれば借受人もあわせて訴訟対象とすべきである。

- | | | | | |
|---------------|-------|----|-----|------|
| 8 受任事務の処理方針 | 借受人 | 継続 | 方向性 | 訴訟提起 |
| | 連帯保証人 | 継続 | 方向性 | 訴訟提起 |
| 9 江戸川区への報告の要否 | 追って報告 | | | |
| 10 納付書の要否 | 不要 | | | |
| 11 事務局に対する指示 | 訴状作成 | | | |
| 12 ファイルの返還 | 不可 | | | |

平成24年6月19日現在

平成19年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	100 件	22,975,900 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		35	7,386,006	32%
②分納合意	分納合意	20	3,871,294	17%
	債務承認	1	245,000	1%
	小計	21	4,116,294	18%
③債権放棄・その他	生活保護	1	152,000	1%
	破産	2	347,000	2%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	17	4,153,000	18%
	小計	20	4,652,000	20%
④訴訟案件	完納（取下等）	1	1,834,590	8%
	判決	8	2,838,010	12%
	和解	10	1,257,000	5%
	取下げ	5	892,000	4%
	小計	24	6,821,600	30%
⑤交渉中		0 件	0	0%
合計		100	22,975,900	100%